

# ○過重労働による健康障害防止のための健康管理医による面接指導等 実施要領の制定について

平成 31 年 4 月 22 日

岩厚第 120 号警察本部長

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

このたび、別添のとおり「過重労働による健康障害のための健康管理医による面接指導等実施要領」を制定し、平成 31 年 4 月 22 日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、過重労働による健康障害（いわゆる過労死）防止のための健康管理医による面接指導の実施について（平成 18 年 3 月 9 日付け、岩警務第 9 号）は、廃止する。

## 別添

### 過重労働による健康障害防止のための健康管理医による面接指導等実施要領

（趣旨）

**第 1** この要領は、岩手県警察職員の健康管理に関する訓令（平成 27 年岩手県警察本部訓令第 7 号）第 34 条の規定により健康管理医による面接指導等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（健康管理医との連携）

**第 2** 健康管理者は、過重労働による職員の健康障害を未然に防止するため、健康管理医に対し職員の健康状態や勤務管理に関する必要な情報提供を行うとともに、職員の健康管理に関する意見交換に努めるものとする。

（超過勤務時間等の把握）

**第 3** 健康管理者は、毎月、次の基準に該当する職員を把握するものとする。

- (1) 1 月当たりの超過勤務（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号）第 7 条の 3 に規定する超過勤務をいう。以下同じ。）の時間（以下「超過勤務時間」という。）が 80 時間を超える職員
- (2) 平均超過勤務時間（1 月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 月、2 月、3 月、4 月及び 5 月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務時間の 1 月当たりの平均をいう。以下同じ。）が 80 時間を超える職員
- (3) 勤務により健康上の不安を有している職員

（面接指導の実施基準）

**第 4** 健康管理医等による面接指導の実施基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 1 月当たりの超過勤務時間が 100 時間を超えるとき。
- (2) 平均超過勤務時間が 80 時間を超えるとき。
- (3) 勤務により健康上の不安を有している職員で、本人からの申し出があったとき又は健康管理者が必要と認めたとき。

（面接指導の実施に係る報告等）

**第5** 健康管理者は、第3の基準に該当する職員を把握した場合には、超過勤務時間実績報告書（様式第1号、以下「報告書」という。）を作成するとともに、うち第4の基準に該当する職員を面接指導を実施する者（以下「面接指導対象者」という。）とし、健康調査票（様式第2号、以下「調査票」という。）を記載させるものとする。

2 健康管理者は、面接指導対象者について、報告書、調査票及び超過勤務時間を確認できる資料（以下「面接指導報告資料」という。）により該当月の翌月10日までに健康管理責任者に報告するものとする。

3 健康管理者は、面接指導対象者について、面接指導報告資料により速やかに健康管理医に報告するものとする。ただし、警察本部の健康管理者の報告については、厚生課健康管理係において取りまとめの上、行うものとする。

（健康管理医による面接指導）

**第6** 面接指導は、次により実施するものとする。ただし、警察本部の健康管理医が行う面接指導についての連絡調整等は、厚生課健康管理係を経由し、行うものとする。

(1) 健康管理医との連絡調整

健康管理者は、健康管理医と日程調整の上、速やかに面接指導を行うものとする。

(2) 面接指導実施記録票の作成

面接指導対象者は、面接指導実施記録票（様式第3号、以下「記録票」）の自己申告欄を記入し、面接指導を受けるものとする。

(3) 健康管理医への情報提供

健康管理者は、面接指導の実施にあたり、健康管理医に対し面接指導対象者の勤務の状況、超過勤務時間の状況、疲労の蓄積状況、直近の健康診断記録等の必要な情報提供を行うものとする。

(4) 面接指導結果

健康管理医は、面接指導の結果を記録票に記入するとともに、面接指導対象者の健康の保持に必要な措置について記入し、健康管理者に通知するものとする。

（面接指導の事後措置）

**第7** 健康管理者は、健康管理医等の面接指導の結果及び措置に関する意見の内容から、面接指導対象者に対する勤務負荷の軽減、休養時間の確保、超過勤務時間の縮減等の必要な措置を講ずるものとする。

2 健康管理者は、事後措置の内容について、記録票により健康管理責任者を経由して総括健康管理者に報告するものとする。

（健康管理医等による面接指導に準ずる措置）

**第8** 健康管理者は、次のいずれかに該当する事案に従事する職員に対しては、面接指導の実施基準の該当の有無にかかわらず、心理的負担及び身体的負担の大きい業務として厚生課保健師（以下「保健師」という。）による保健指導を実施するものとする。

(1) 捜査本部設置事件

(2) 災害対応

(3) その他総括健康管理者が保健指導が必要であると認める事案

2 保健指導は、該当する所属の健康管理者及び健康管理責任者が協議のうえ、事案発生からおおむね1月を経過するころを目安に実施するものとする。

3 保健師は、職員の勤務状態、自覚症状等の健康状態を確認し、必要な保健指導を行うものとする。この場合において、疲労の蓄積、健康上の不安等が認められるときは、健康管理医への面接指導について受診勧奨を行うものとする。

(面接指導記録の保存)

**第9** 健康管理医による面接指導等に関する記録の保存期間は、5年とする。

(サービスの取扱)

**第10** 面接指導及び保健指導を受けるときは、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号）第2条第2号の規定に基づき、職務に専念する義務を免除するものとする。



健康調査票

記入年月日： 年 月 日

所 属	職員番号	氏名・年齢	超過勤務時間
		( 歳)	時間

過去1月間の勤務及び生活の状況について、あてはまる項目に○を、( )内に必要な事項を記入してください。

1 現在、治療中の疾患はありますか。

- ① ある (病名を記入してください。 )
- ② ない

2 心身の状況について

- ① 胸や心臓のあたりで、次のような症状がありますか。
  - a チクチクする    b 突然締め付けられる    c つまる感じがする
  - d グッとおさえられる感じ    e 肩や歯に抜けるような痛みがある
  - f その他 ( )    g 症状はない
- ② 症状のある人はその持続時間はどれくらいですか。
  - a 数秒間    b 数分間    c 30分以内    d 30分以上
- ③ 症状が起こる頻度はどれくらいですか。
  - a 1か月に数回    b 1週間に2～3回    c ほとんど毎日
- ④ 運動していない時でも息切れすることがありますか。
  - a ほとんどない    b 1か月に数回    c 1週間に2～3回    d ほとんど毎日
- ⑤ 急に痩せてきましたか。
  - a いいえ    b はい
- ⑥ イライラしたり、なんとなく不安で憂うつな気分になることがありますか。
  - a ほとんどない    b 1か月に数回    c 1週間に2～3回    d ほとんど毎日
- ⑦ 普段と比べて根気や集中力がなくなっていることがありますか。
  - a ほとんどない    b 1か月に数回    c 1週間に2～3回    d ほとんど毎日
- ⑧ 仕事が忙しすぎたり、うまくいかないと感じることがありますか。
  - a ほとんどない    b 1か月に数回    c 1週間に2～3回    d ほとんど毎日

3 睡眠状況について

- ① 睡眠時間は何時間ぐらいですか。 約 ( ) 時間
- ② 夜中に目がさめたり、熟睡できないと感じることがありますか。
  - a ほとんどない    b 1か月に数回    c 1週間に2～3回    d ほとんど毎日
- ③ 朝、目がさめた時、疲れが残っていると感じることはありますか。
  - a ほとんどない    b 1か月に数回    c 1週間に2～3回    d ほとんど毎日

4 現在の健康状態で気になることがあれば記入してください。

面接指導実施記録票

所 属		氏名・年齢	( 歳)
面接指導対象者 自己申告	超過勤務時間	時間	
	職務環境 及び内容		
	疲労の蓄積 の状況等 (自覚症状)		
面 接 指 導 記 録			
疲労の蓄積状況 (心身の状況を含む。)			
面接指導内容			
必要な事後措置			
面接年月日	年 月 日	健康管理医	㊟
面接指導実施後の措置	健康管理者 ㊟		

- 備考1 面接指導対象者自己申告欄は、面接指導を受ける前に該当職員が必要な事項を記載してください。
- 2 健康管理医は、太枠欄の「面接指導記録」を記入して健康管理者（所属長）に提出してください。